

# 令和3年度横浜市予算について

横浜市報第64号 別冊

## 目 次

令和3年度	横浜市一般会計予算	……………	1
令和3年度	横浜市国民健康保険事業費会計予算	……………	21
令和3年度	横浜市介護保険事業費会計予算	……………	24
令和3年度	横浜市後期高齢者医療事業費会計予算	……………	28
令和3年度	横浜市港湾整備事業費会計予算	……………	31
令和3年度	横浜市中央卸売市場費会計予算	……………	36
令和3年度	横浜市中央と畜場費会計予算	……………	41
令和3年度	横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算	……………	45
令和3年度	横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算	……………	48
令和3年度	横浜市公害被害者救済事業費会計予算	……………	51
令和3年度	横浜市市街地開発事業費会計予算	……………	54
令和3年度	横浜市自動車駐車場事業費会計予算	……………	58
令和3年度	横浜市新墓園事業費会計予算	……………	61
令和3年度	横浜市風力発電事業費会計予算	……………	66
令和3年度	横浜市みどり保全創造事業費会計予算	……………	69
令和3年度	横浜市公共事業用地費会計予算	……………	74
令和3年度	横浜市市債金会計予算	……………	78
令和3年度	横浜市下水道事業会計予算	……………	81
令和3年度	横浜市埋立事業会計予算	……………	85
令和3年度	横浜市水道事業会計予算	……………	87
令和3年度	横浜市工業用水道事業会計予算	……………	91
令和3年度	横浜市自動車事業会計予算	……………	94
令和3年度	横浜市高速鉄道事業会計予算	……………	97
令和3年度	横浜市病院事業会計予算	……………	101

## 令和3年度横浜市一般会計予算

令和3年度横浜市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,007,260,724千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
<b>1 市 税</b>		<b>792,309,000</b> <small>千円</small>
	1 市 民 税	421,230,000
	2 固 定 資 産 税	269,976,000
	3 軽 自 動 車 税	3,229,000
	4 市 た ば こ 税	21,069,000
	5 入 湯 税	39,000
	6 事 業 所 税	17,680,000
	7 都 市 計 画 税	59,086,000
<b>2 地 方 譲 与 税</b>		<b>8,672,001</b>
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,831,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	4,449,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	302,000
	5 特 別 と ん 譲 与 税	1,075,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	15,000
<b>3 利 子 割 交 付 金</b>		<b>339,000</b>
	1 利 子 割 交 付 金	339,000
<b>4 配 当 割 交 付 金</b>		<b>4,366,000</b>
	1 配 当 割 交 付 金	4,366,000
<b>5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金</b>		<b>3,464,000</b>
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,464,000

款	項	金 額
6 分離課税所得割交付金		991,000 <small>千円</small>
	1 分離課税所得割交付金	991,000
7 法人事業税交付金		7,412,000
	1 法人事業税交付金	7,412,000
8 地方消費税交付金		75,088,000
	1 地方消費税交付金	75,088,000
9 ゴルフ場利用税交付金		133,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	133,000
10 環境性能割交付金		2,183,000
	1 環境性能割交付金	2,183,000
11 軽油引取税交付金		11,647,000
	1 軽油引取税交付金	11,647,000
12 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		500,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	500,000
13 地方特例交付金		11,306,000
	1 地方特例交付金	5,239,000
	2 新型コロナウイルス感染症対 策地方税減収補填特別交付金	6,067,000
14 地方交付税		23,000,000
	1 地方交付税	23,000,000
15 交通安全対策特別交付金		814,000
	1 交通安全対策特別交付金	814,000
16 分担金及び負担金		28,276,962
	1 負担金	28,276,962

款	項	金額
17 使用料及び手数料		49,268,480 <sup>千円</sup>
	1 使用料	38,713,964
	2 手数料	10,554,516
18 国庫支出金		386,194,526
	1 国庫負担金	301,691,080
	2 国庫補助金	83,226,668
	3 国庫委託金	1,276,778
19 県支出金		94,448,597
	1 県負担金	66,056,217
	2 県補助金	20,319,912
	3 県委託金	8,072,468
20 財産収入		47,922,118
	1 財産運用収入	6,030,396
	2 財産売却収入	41,891,722
21 寄附金		1,161,005
	1 寄附金	1,161,005
22 繰入金		35,049,411
	1 資産活用推進基金繰入金	4,293,536
	2 財政調整基金繰入金	5,400,000
	3 都市交通基盤整備基金繰入金	244,066
	4 市民活動推進基金繰入金	36,446
	5 都市整備基金繰入金	230,000
	6 環境保全基金繰入金	71,671

款	項	金額
	7 社会福祉基金繰入金	83,516 <sup>千円</sup>
	8 世界を目指す若者 応援基金繰入金	11,200
	9 協働の森基金繰入金	35,000
	10 動物園基金繰入金	9,000
	11 母子父子寡婦福祉資金会計 繰入金	263,231
	12 学校給食費調整基金繰入金	56,760
	13 減債基金繰入金	24,314,985
<b>23 繰越金</b>		<b>1</b>
	1 繰越金	1
<b>24 諸収入</b>		<b>250,925,623</b>
	1 延滞金、加算金及び過料	348,297
	2 市預金利子	1,500
	3 貸付金元利収入	226,982,974
	4 収益事業収入	10,000,000
	5 雑収入	13,592,852
<b>25 市債</b>		<b>171,790,000</b>
	1 市債	171,790,000
<b>歳入合計</b>		<b>2,007,260,724</b>

歳 出

款	項	金 額
<b>1 議 会 費</b>		<b>3,095,987</b> <small>千円</small>
	1 議 会 費	3,095,987
<b>2 総 務 費</b>		<b>74,101,534</b>
	1 政 策 費	19,410,569
	2 国 際 費	1,531,875
	3 総 務 費	31,007,979
	4 財 政 費	3,261,182
	5 税 務 費	13,197,333
	6 会 計 管 理 費	1,522,678
	7 人 事 委 員 会 費	266,844
	8 監 査 費	423,959
	9 選 挙 費	3,479,115
<b>3 市 民 費</b>		<b>52,277,968</b>
	1 市 民 行 政 費	22,008,564
	2 地 域 行 政 費	30,269,404
<b>4 文 化 観 光 費</b>		<b>18,471,621</b>
	1 文 化 観 光 費	18,471,621
<b>5 経 済 費</b>		<b>205,505,039</b>
	1 経 済 費	205,505,039
<b>6 こ ども 青 少 年 費</b>		<b>318,823,769</b>
	1 青 少 年 費	22,734,699
	2 子 育 て 支 援 費	195,604,392



款	項	金額
	3 こども福祉保健費	100,484,678 <sup>千円</sup>
<b>7 健康福祉費</b>		<b>382,066,054</b>
	1 社会福祉費	45,227,742
	2 障害者福祉費	119,872,083
	3 老人福祉費	13,549,889
	4 生活援護費	131,686,416
	5 健康福祉施設整備費	9,713,764
	6 公衆衛生費	54,270,844
	7 環境衛生費	3,049,160
	8 医療政策費	4,696,156
<b>8 環境創造費</b>		<b>36,918,775</b>
	1 環境総務費	9,211,948
	2 総合企画費	1,167,457
	3 環境保全費	429,411
	4 環境活動推進費	955,764
	5 環境施設費	9,344,386
	6 環境整備費	15,809,809
<b>9 資源循環費</b>		<b>42,837,985</b>
	1 資源循環管理費	23,644,237
	2 適正処理費	18,864,502
	3 し尿処理費	329,246
<b>10 建築費</b>		<b>24,271,771</b>
	1 建築指導費	11,826,531

款	項	金額
	2 住 宅 費	12,445,240 <small>千円</small>
<b>11 都 市 整 備 費</b>		<b>19,357,814</b>
	1 都 市 整 備 費	19,357,814
<b>12 道 路 費</b>		<b>135,705,651</b>
	1 道 路 維 持 管 理 費	24,466,836
	2 道 路 整 備 費	107,306,382
	3 河 川 費	3,932,433
<b>13 港 灣 費</b>		<b>13,138,181</b>
	1 港 灣 管 理 費	10,173,282
	2 港 灣 整 備 費	2,964,899
<b>14 消 防 費</b>		<b>40,799,905</b>
	1 消 防 費	40,799,905
<b>15 教 育 費</b>		<b>261,356,162</b>
	1 教 育 総 務 費	187,566,278
	2 小 学 校 費	12,237,894
	3 中 学 校 費	5,760,278
	4 高 等 学 校 費	950,005
	5 特 別 支 援 学 校 費	1,576,170
	6 生 涯 学 習 費	3,092,606
	7 学 校 保 健 体 育 費	21,674,139
	8 教 育 施 設 整 備 費	28,498,792
<b>16 公 債 費</b>		<b>188,831,785</b>
	1 公 債 費	181,256,107

款	項	金額
	2 第三セクター等改革推進債費 公債	7,575,678 <sup>千円</sup>
<b>17 諸 支 出 金</b>		<b>188,700,723</b>
	1 特別会計繰出金	188,700,723
<b>18 予 備 費</b>		<b>1,000,000</b>
	1 予備費	1,000,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>2,007,260,724</b>

## 第2表 債務負担行為

### 1 新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
市民総合医療センター天井改修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 78,000 千円
インターネット利用環境再整備業務等委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 260,000 千円
防災行政用無線設備更新工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 320,000 千円
財務会計システム再構築コンサルティング業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和5年度まで	限度額 240,000 千円
財務会計システム再構築業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和15年度まで	限度額 4,400,000 千円
税務システム再構築コンサルティング業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和7年度まで	限度額 270,000 千円
税務システム再構築及び運用保守業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和17年度まで	限度額 16,000,000 千円
青葉公会堂及び青葉スポーツセンター天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 320,000 千円
栄公会堂及び栄スポーツセンター天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 230,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
本牧市民プールの整備及び施設維持管理等の実施に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和14年度まで	限 度 額 2,600,000 千円
開港記念会館保存改修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和5年度まで	限 度 額 690,000 千円
横浜市中心中央職業訓練校訓練業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限 度 額 12,000 千円
東部方面斎場（仮称）火葬炉築造工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和7年度まで	限 度 額 2,600,000 千円
敬老特別乗車証利用管理システム構築等業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限 度 額 1,100,000 千円
松風学園改築工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限 度 額 840,000 千円
保土ヶ谷地域ケアプラザ（仮称）用床取得に係る予算外義務負担	令和4年度	限 度 額 470,000 千円
公園施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限 度 額 120,000 千円
公園緑地設備改良工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限 度 額 33,000 千円
収集事務所再整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限 度 額 310,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
粗大ごみ収集業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 200,000 千円
焼却工場設備補修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 540,000 千円
南本牧廃棄物最終処分場排水処理施設整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 340,000 千円
狭あい道路拡幅整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 200,000 千円
公共建築物長寿命化対策のための修繕業務等委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 400,000 千円
市営住宅住戸改善工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 510,000 千円
瀬戸橋住宅解体工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 120,000 千円
新横浜駅2階交通広場天井改修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 330,000 千円
道水路等境界調査業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 64,000 千円
道路用地管理工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 19,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
道路修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度	限 度 額 2,500,000 千円
交通安全施設等整備及び補修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度	限 度 額 310,000 千円
環状 3 号線（杉田港南台地区）電線共同溝の整備及び維持管理等の実施に係る予算外義務負担	令和 4 年 度 から 令和 22 年 度 まで	限 度 額 3,400,000 千円
都市計画道路用地管理工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度	限 度 額 68,000 千円
河川・水路等修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度	限 度 額 96,000 千円
河川整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度	限 度 額 240,000 千円
臨港道路管理修繕業務委託契約等の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度	限 度 額 40,000 千円
港湾施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度	限 度 額 48,000 千円
中学校給食業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度 から 令和 7 年 度 まで	限 度 額 6,300,000 千円
小中学校建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度 から 令和 5 年 度 まで	限 度 額 10,000,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
小中学校不足教室空調設備設置業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度	限 度 額 150,000 千円
学校施設改修業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度	限 度 額 1,000,000 千円
みなと総合高等学校ESCO事業委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和 4 年 度 から 令和 18 年 度 まで	限 度 額 62,000 千円



## 2 過年度に債務負担行為をしたものの変更

変 更 前			変 更 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人横浜市建築助成社のためにする損失補償	令和2年4月から令和4年3月まで	借入限度額 16,188,250千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和4年3月までの間に償還	公益財団法人横浜市建築助成社のためにする損失補償	令和3年4月から令和4年3月まで	借入限度額 2,400,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和4年3月までの間に償還
横浜市住宅供給公社のためにする損失補償	令和2年4月から令和8年3月まで	借入限度額 2,780,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和8年3月までの間に償還	横浜市住宅供給公社のためにする損失補償	令和3年4月から令和9年3月まで	借入限度額 2,740,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和9年3月までの間に償還
株式会社横浜国際平和会議場のためにする損失補償	令和2年4月から令和10年3月まで	借入限度額 6,005,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和10年3月までの間に償還	株式会社横浜国際平和会議場のためにする損失補償	令和3年4月から令和9年3月まで	借入限度額 2,580,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和9年3月までの間に償還
一般財団法人横浜市道路建設事業団のためにする損失補償	令和2年4月から令和10年3月まで	借入限度額 32,682,500千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和10年3月までの間に償還	一般財団法人横浜市道路建設事業団のためにする損失補償	令和3年4月から令和5年3月まで	借入限度額 30,156,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和5年3月までの間に償還
横浜高速鉄道株式会社のためにする損失補償	令和2年4月から令和23年3月まで	借入限度額 46,662,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和23年3月までの間に償還	横浜高速鉄道株式会社のためにする損失補償	令和3年4月から令和24年3月まで	借入限度額 47,556,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和24年3月までの間に償還

変 更 前			変 更 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
株式会社 横浜港国 際流通セ ンターの ためにす る損失補 償	令和2年 4月から 令和13年 3月まで	借入限度額 1,351,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和13年3月までの 間に償還	株式会社 横浜港国 際流通セ ンターの ためにす る損失補 償	令和3年 4月から 令和14年 3月まで	借入限度額 911,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和14年3月までの 間に償還

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
男女共同参画センター整備費	千円 17,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
横浜市立大学貸付金	1,500,000	同 上	同 上	同 上
横浜市立大学関係施設整備費	182,000	同 上	同 上	同 上
危機管理施設整備費	828,000	同 上	同 上	同 上
スポーツ施設整備費	816,000	同 上	同 上	同 上
地域施設整備費	2,664,000	同 上	同 上	同 上
文化施設整備費	5,247,000	同 上	同 上	同 上
青少年育成施設整備費	51,000	同 上	同 上	同 上
保育所等整備費	280,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備費	1,229,000	同 上	同 上	同 上
健康福祉施設整備費	6,477,000	同 上	同 上	同 上
公園緑地整備費	6,631,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
事務所等整備費	千円 486,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
車両管理費	721,000	同	同上	同上
工場費	2,638,000	同	同上	同上
処分地費	104,000	同	同上	同上
産業廃棄物対策費	102,000	同	同上	同上
住環境改善事業費	224,000	同	同上	同上
公共建築物長寿命化対策費	2,100,000	同	同上	同上
市営住宅管理費	182,000	同	同上	同上
市営住宅整備費	1,655,000	同	同上	同上
都市交通費	8,745,000	同	同上	同上
地域整備費	1,310,000	同	同上	同上
道路等管理費	15,000	同	同上	同上
道路等維持費	1,500,000	同	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備等費	千円 227,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
道路特別整備費	5,223,000	同	同上	同上
街路整備費	6,368,000	同	同上	同上
高速道路等整備費	55,000	同	同上	同上
道路費負担金	8,519,000	同	同上	同上
河川管理費	100,000	同	同上	同上
河川整備費	702,000	同	同上	同上
港湾施設等維持費	1,283,000	同	同上	同上
港湾施設等改良費	3,000	同	同上	同上
港湾整備費負担金	2,268,000	同	同上	同上
警防活動施設整備費	595,000	同	同上	同上
消防団施設整備費	481,000	同	同上	同上
消防施設整備費	1,885,000	同	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化財保護費	千円 18,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
教育関連施設整備費	25,000	同	同上	同上
学校用地費	418,000	同	同上	同上
小・中学校整備費	5,073,000	同	同上	同上
学校施設営繕費	11,152,000	同	同上	同上
水道事業会計繰出金	634,000	同	同上	同上
高速鉄道事業会計繰出金	3,057,000	同	同上	同上
臨時財政対策債	78,000,000	同	同上	同上
<b>計</b>	<b>171,790,000</b>			

## 令和3年度横浜市国民健康保険事業費会計予算

令和3年度横浜市の国民健康保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ317,512,526千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		71,515,538 <sup>千円</sup>
	1 国民健康保険料	71,515,538
2 一部負担金		8
	1 一部負担金	8
3 国庫支出金		4,785
	1 国庫支出金	4,785
4 県支出金		216,467,913
	1 保険給付費等交付金	216,467,913
5 財産収入		800
	1 財産運用収入	800
6 繰入金		28,537,714
	1 一般会計繰入金	27,487,714
	2 基金繰入金	1,050,000
7 繰越金		250,000
	1 繰越金	250,000
8 諸収入		735,768
	1 貸付金元利収入	900
	2 雑収入	734,868
<b>歳 入 合 計</b>		<b>317,512,526</b>



歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		317,512,526 <sup>千円</sup>
	1 総 務 費	5,769,207
	2 保 険 給 付 費	311,732,519
	3 基 金 積 立 金	800
	4 予 備 費	10,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>317,512,526</b>

## 令和3年度横浜市介護保険事業費会計予算

令和3年度横浜市の介護保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ314,706,394千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		68,245,957 <sup>千円</sup>
	1 介 護 保 險 料	68,245,957
2 使 用 料 及 び 手 数 料		88,587
	1 手 数 料	88,587
3 国 庫 支 出 金		67,027,432
	1 国 庫 負 担 金	51,846,626
	2 国 庫 補 助 金	15,180,806
4 支 払 基 金 交 付 金		80,251,666
	1 支 払 基 金 交 付 金	80,251,666
5 県 支 出 金		44,344,420
	1 県 負 担 金	41,933,772
	2 県 補 助 金	2,410,648
6 財 産 収 入		3,112
	1 財 産 運 用 収 入	3,112
7 繰 入 金		54,370,321
	1 一 般 会 計 繰 入 金	49,190,647
	2 基 金 繰 入 金	5,179,674
8 繰 越 金		370,001
	1 繰 越 金	370,001
9 諸 収 入		4,898
	1 貸 付 金 元 利 収 入	360

款	項	金 額
	2 雜 入	千円 4,538
<b>歳 入 合 計</b>		<b>314,706,394</b>

歳 出

款	項	金 額
1 介 護 保 險 事 業 費		314,706,394 <sup>千円</sup>
	1 総 務 費	6,766,270
	2 保 険 給 付 費	288,632,561
	3 地 域 支 援 事 業 費	16,136,324
	4 基 金 積 立 金	3,161,239
	5 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		314,706,394

## 令和3年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算

令和3年度横浜市の後期高齢者医療事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,453,843千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		47,013,935 <small>千円</small>
	1 後期高齢者医療保険料	47,013,935
2 繰 入 金		37,293,821
	1 一般会計繰入金	37,293,821
3 繰 越 金		44,846
	1 繰 越 金	44,846
4 諸 収 入		101,241
	1 貸付金元利収入	360
	2 償還金及び還付加算金	91,400
	3 雑 入	9,481
<b>歳 入 合 計</b>		<b>84,453,843</b>

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		千円 <b>84,453,843</b>
	1 総 務 費	1,079,538
	2 負 担 金	83,364,305
	3 予 備 費	10,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>84,453,843</b>



## 令和3年度横浜市港湾整備事業費会計予算

令和3年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,702,921千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,173,183 <sup>千円</sup>
	1 使用料	1,173,183
2 財産収入		23,634
	1 財産運用収入	23,634
3 繰入金		87,255
	1 一般会計繰入金	87,255
4 繰越金		51,482
	1 繰越金	51,482
5 諸収入		25,806,067
	1 貸付金元利収入	1,546,837
	2 雑収入	24,259,230
6 市債		18,561,300
	1 市債	18,561,300
歳 入 合 計		45,702,921

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 <b>45,702,921</b>
	1 管 理 費	1,144,536
	2 施 設 整 備 費	229,500
	3 山下ふ頭用地造成等事業費	5,711,000
	4 新本牧ふ頭整備費	28,129,600
	5 建設発生土受入事業費	4,182,530
	6 港湾施設等整備費貸付金	4,551,300
	7 公 債 費	1,749,455
	8 予 備 費	5,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>45,702,921</b>

## 第2表 債務負担行為

### 新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
山下ふ頭用地造成等事業に伴う3年度建物移転補償契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和6年度まで	限 度 額 2,800,000千円
新本牧ふ頭第1期地区整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 4 年 度	限 度 額 9,600,000千円
高度化上屋等整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和5年度まで	限 度 額 8,900,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾機能施設等整備費	千円 52,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
山下ふ頭用地造成等事業費	5,761,000	同	同上	同上
新本牧ふ頭整備費負担金	8,197,000	同	同上	同上
港湾施設等整備費貸付金	4,551,300	同	同上	同上
<b>計</b>	<b>18,561,300</b>			

## 令和3年度横浜市中心卸売市場費会計予算

令和3年度横浜市の中央卸売市場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,222,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,418,525 <sup>千円</sup>
	1 使用料	1,418,524
	2 手数料	1
2 県支出金		13,000
	1 県補助金	13,000
3 財産収入		576,757
	1 財産運用収入	576,756
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		67,300
	1 一般会計繰入金	67,300
5 繰越金		195,967
	1 繰越金	195,967
6 諸収入		379,496
	1 雑収入	379,496
7 市債		571,000
	1 市債	571,000
歳 入 合 計		3,222,045

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		3,222,045 <sup>千円</sup>
	1 運 営 費	2,295,933
	2 施 設 整 備 費	601,790
	3 公 債 費	322,322
	4 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		3,222,045



## 第2表 債務負担行為

### 新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
横浜市中心卸売市場本場青果 部施設整備工事請負契約の締 結に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和6年度まで	限 度 額 3,900,000千円
This area is intentionally left blank in the original image		

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本場施設整備費	千円 571,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	571,000			

## 令和3年度横浜市中心と畜場費会計予算

令和3年度横浜市中心の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,547,492千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		189,970 <sup>千円</sup>
	1 使 用 料	189,970
2 財 産 収 入		482
	1 財 産 運 用 収 入	481
	2 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		2,519,029
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,519,029
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		458,010
	1 貸 付 金 元 利 収 入	290,000
	2 雑 入	168,010
6 市 債		380,000
	1 市 債	380,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>3,547,492</b>

歳 出

款	項	金 額
1 中 央 と 畜 場 費		3,547,492 <sup>千円</sup>
	1 運 営 費	2,709,662
	2 施 設 整 備 費	400,000
	3 公 債 費	436,830
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,547,492

## 第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中 央 と 畜 場 施 設 整 備 費	<small>千円</small>  380,000	<p>市債証券の発行または普通貸借の方法による。</p> <p>起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。</p>	<p>5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。</p> <p>公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。</p>
<b>計</b>	<b>380,000</b>			

## 令和3年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和3年度横浜市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,129,605千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 貸 付 金 収 入		307,924 <sup>千円</sup>
	1 貸 付 金 元 利 収 入	307,924
2 繰 入 金		30,762
	1 一 般 会 計 繰 入 金	30,762
3 繰 越 金		790,893
	1 繰 越 金	790,893
4 諸 収 入		26
	1 雑 入	26
<b>歳 入 合 計</b>		<b>1,129,605</b>



歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		1,129,605 <sup>千円</sup>
	1 貸 付 金	307,696
	2 事 務 費	31,016
	3 公 債 費	527,662
	4 一 般 会 計 繰 出 金	263,231
<b>歳 出 合 計</b>		<b>1,129,605</b>

## 令和3年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算

令和3年度横浜市の勤労者福祉共済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ482,933千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 共 済 掛 金 収 入		408,000 <small>千円</small>
	1 共 済 掛 金 収 入	408,000
2 財 産 収 入		20
	1 財 産 運 用 収 入	20
3 繰 入 金		15,296
	1 一 般 会 計 繰 入 金	15,296
4 繰 越 金		57,889
	1 繰 越 金	57,889
5 諸 収 入		1,728
	1 雑 入	1,728
歳 入 合 計		482,933

歳 出

款	項	金 額
1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費		482,933 <small>千円</small>
	1 運 営 費	481,933
	2 予 備 費	1,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>482,933</b>

## 令和3年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算

令和3年度横浜市の公害被害者救済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,952千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		4,542 <sup>千円</sup>
	1 寄 附 金	4,542
2 財 産 収 入		30
	1 財 産 運 用 収 入	30
3 繰 入 金		22,459
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,306
	2 基 金 繰 入 金	11,153
4 繰 越 金		10,921
	1 繰 越 金	10,921
歳 入 合 計		37,952

歳 出

款	項	金 額
1 公害被害者救済事業費		37,952 <sup>千円</sup>
	1 運 営 費	36,952
	2 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		37,952

## 令和3年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和3年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,190,927千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		2,124,993 <sup>千円</sup>
	1 国 庫 補 助 金	2,124,993
2 財 産 収 入		43,825
	1 財 産 運 用 収 入	43,825
3 繰 入 金		4,987,862
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,397,862
	2 基 金 繰 入 金	590,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		246
	1 雑 入	246
6 市 債		5,034,000
	1 市 債	5,034,000
歳 入 合 計		12,190,927

歳 出

款	項	金 額
1 市 街 地 開 発 事 業 費		12,190,927 <sup>千円</sup>
	1 総 務 費	694,102
	2 事 業 費	9,540,467
	3 公 債 費	1,955,358
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		12,190,927

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二ツ橋北部第1期 地区事業費	千円 1,199,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
新綱島駅周辺地区 事業費	2,021,000	同	同上	同上
旧上瀬谷通信施設 地区事業費	547,000	同	同上	同上
東高島駅北地区 事業費	439,000	同	同上	同上
横浜駅きた西口鶴屋 地区事業費	342,000	同	同上	同上
泉ゆめが丘地区 事業費	140,000	同	同上	同上
瀬谷駅南口第1地区 事業費	206,000	同	同上	同上
中山駅南口地区 事業費	140,000	同	同上	同上
<b>計</b>	<b>5,034,000</b>			

## 令和3年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算

令和3年度横浜市の自動車駐車場事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ497,759千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		6,350 <small>千円</small>
	1 寄 附 金	6,350
2 繰 入 金		388,114
	1 一 般 会 計 繰 入 金	388,114
3 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
4 諸 収 入		98,295
	1 雑 入	98,295
歳 入 合 計		497,759

歲 出

款	項	金 額
<b>1 自動車駐車場事業費</b>		<b>497,759</b> <small>千円</small>
	1 運 營 費	163,980
	2 公 債 費	328,779
	3 予 備 費	5,000
<b>歲 出 合 計</b>		<b>497,759</b>

## 令和3年度横浜市新墓園事業費会計予算

令和3年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,644,296千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		994,850 <small>千円</small>
	1 使用料	994,685
	2 手数料	165
2 財産収入		630
	1 財産運用収入	630
3 繰入金		36,566
	1 基金繰入金	36,566
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		150
	1 雑収入	150
6 市債		612,000
	1 市債	612,000
歳 入 合 計		1,644,296



歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		78,098 <sup>千円</sup>
	1 事業費	78,098
2 日野こもれび納骨堂事業費		931,198
	1 事業費	647,823
	2 公債費	283,375
3 舞岡地区新墓園事業費		615,000
	1 施設整備費	609,903
	2 公債費	5,097
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		1,644,296

## 第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
舞岡墓園（仮称）整備用地斜面保護工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 270,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区新墓園費 整備備	千円 612,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	612,000			

## 令和3年度横浜市風力発電事業費会計予算

令和3年度横浜市の風力発電事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,926千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		千円 <b>50</b>
	1 寄 附 金	50
2 繰 越 金		<b>66,163</b>
	1 繰 越 金	66,163
3 諸 収 入		<b>39,713</b>
	1 収 益 事 業 収 入	39,700
	2 雑 入	13
<b>歳 入 合 計</b>		<b>105,926</b>

歳 出

款	項	金 額
1 風 力 発 電 事 業 費		105,926 <sup>千円</sup>
	1 運 営 費	65,926
	2 予 備 費	40,000
歳 出 合 計		105,926

## 令和3年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

令和3年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,433,223千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		2,621 <small>千円</small>
	1 使用料	2,621
2 国庫支出金		2,025,000
	1 国庫補助金	2,025,000
3 県支出金		150
	1 県委託金	150
4 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
5 繰入金		6,173,437
	1 一般会計繰入金	3,385,648
	2 基金繰入金	2,787,789
6 諸収入		11,015
	1 雑収入	11,015
7 市債		4,220,000
	1 市債	4,220,000
歳 入 合 計		12,433,223



歳 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		12,433,223 <sup>千円</sup>
	1 みどり保全創造事業費	5,558,739
	2 みどり保全事業費	5,117,022
	3 基金積立金	1,000
	4 公債費	1,755,462
	5 予備費	1,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>12,433,223</b>

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
緑地施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 3,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
樹林地保全創造費	千円 1,507,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	325,000	同	同上	同上
緑化推進創造費	40,000	同	同上	同上
樹林地保全費	2,348,000	同	同上	同上
<b>計</b>	<b>4,220,000</b>			

## 令和3年度横浜市公共事業用地費会計予算

令和3年度横浜市の公共事業用地費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,448,898千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
<b>1 資産活用推進基金収入</b>		<b>48,776,063</b> <small>千円</small>
	1 資産活用推進基金運用収入	180,601
	2 財 産 収 入	1,389,870
	3 基 金 繰 入 金	47,205,591
	4 繰 越 金	1
<b>2 都市開発資金事業収入</b>		<b>1,788,960</b>
	1 財 産 収 入	310,598
	2 一 般 会 計 繰 入 金	478,362
	3 市 債	1,000,000
<b>3 公共用地先行取得事業収入</b>		<b>1,883,875</b>
	1 財 産 収 入	1,883,874
	2 繰 越 金	1
<b>歳 入 合 計</b>		<b>52,448,898</b>

歳 出

款	項	金 額
1 資産活用推進基金費		千円 <b>48,776,063</b>
	1 資産活用推進基金積立金	865,859
	2 資産活用推進基金保有土地取得費	47,910,204
2 都市開発資金事業費		<b>1,788,960</b>
	1 都市開発資金事業費	1,000,000
	2 公 債 費	788,960
3 公共用地先行取得事業費		<b>1,883,875</b>
	1 公 債 費	26
	2 減債基金積立金	1,883,849
<b>歳 出 合 計</b>		<b>52,448,898</b>

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業費	<small>千円</small> 1,000,000	普通貸借の方法により、国から借り入れる。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間を含め10年以内に償還する。
<b>計</b>	<b>1,000,000</b>			

## 令和3年度横浜市市債金会計予算

令和3年度横浜市の市債金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ451,194,723千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		400,596,723 <small>千円</small>
	1 他 会 計 繰 入 金	358,239,464
	2 基 金 繰 入 金	42,357,259
2 市 債		50,598,000
	1 市 債	50,598,000
歳 入 合 計		451,194,723

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		451,194,723 <sup>千円</sup>
	1 公 債 費	443,619,045
	2 第三セクター等改革推進債 公 債 費	7,575,678
歳 出 合 計		451,194,723

## 令和3年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                            |             |                |
|--------------|----------------------------|-------------|----------------|
| (1) 水再生センター  | 11 か所                      |             |                |
|              | 年間総処理量                     | 588,312,000 | m <sup>3</sup> |
|              | 1日平均処理量                    | 1,612,000   | m <sup>3</sup> |
| (2) ポンプ場     | 72 か所                      |             |                |
|              | 年間総揚水量                     | 255,344,000 | m <sup>3</sup> |
|              | 1日平均揚水量                    | 700,000     | m <sup>3</sup> |
| (3) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等<br>整備事業 | 55,944,413  | 千円             |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

<b>第1款 下水道事業収益</b>	<b>131,771,486 千円</b>
第1項 営業収益	98,807,715 千円
第2項 営業外収益	32,654,827 千円
第3項 特別利益	308,944 千円

### 支 出

<b>第1款 下水道管理費</b>	<b>121,721,660 千円</b>
第1項 営業費用	114,676,940 千円
第2項 営業外費用	6,876,907 千円

第3項	特	別	損	失	157,813	千円
第4項	予	備	費		10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 58,262,327 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

### 収 入

<b>第1款</b>	<b>下水道事業資本的収入</b>	<b>73,437,453</b>	<b>千円</b>
第1項	企 業 債	57,666,000	千円
第2項	補 助 金	15,092,806	千円
第3項	負 担 金	8,827	千円
第4項	出 資 金	661,660	千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入	8,160	千円

### 支 出

<b>第1款</b>	<b>下水道事業資本的支出</b>	<b>131,699,780</b>	<b>千円</b>
第1項	建 設 改 良 費	59,681,033	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	72,004,578	千円
第3項	投 資	4,169	千円
第4項	予 備 費	10,000	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管きよ修繕工事 及び維持管理委託	令和4年度	660,000 千円
中大口径管包括的 維持管理委託	令和4年度から 令和5年度まで	1,400,000 千円

南部汚泥資源化センター 包括的管理委託	令和4年度から 令和9年度まで	9,720,000 千円
金沢水再生センター 前処理施設包括的管理委託	令和4年度から 令和9年度まで	1,272,000 千円
ポンプ場修繕工事	令和4年度	70,000 千円
水再生センター修繕工事	令和4年度	390,000 千円
水再生センター・ポンプ場 改良工事	令和4年度	150,000 千円
下水道整備工事 及び設計・測量等委託	令和4年度から 令和6年度まで	44,900,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 35,484,000 千円
- (3) 起債の方法
  - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
  - イ 起債の時期は令和3事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内  
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
  - ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還

額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,240,830 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	備 品	災害対応用ポンプ	一 式

## 令和3年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 付帯工事及び管理一式

ア みなとみらい21埋立事業

イ 南本牧埋立事業

ウ 金沢木材港埋立事業

エ 新山下町貯木場埋立事業

(2) 埋 立 土 量 610,000 m<sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

**第1款 完 成 土 地 収 益 12,728,361 千円**

第1項 営 業 収 益 12,519,639 千円

第2項 営 業 外 収 益 208,722 千円

### 支 出

**第1款 完 成 土 地 費 用 11,380,647 千円**

第1項 営 業 費 用 10,182,708 千円

第2項 営 業 外 費 用 1,177,939 千円

第3項 予 備 費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 19,819,290 千円は、過年度分損

益勘定留保資金等で補填するものとする。)

## 収 入

**第1款 資 本 的 収 入 14,473,761 千円**

第1項 みなとみらい21  
埋立事業収入 45,696 千円

第2項 南本牧埋立事業収入 14,428,065 千円

## 支 出

**第1款 資 本 的 支 出 34,293,051 千円**

第1項 埋立事業費 4,227,355 千円

第2項 企業債償還金 30,045,696 千円

第3項 予備費 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、25,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(重要な資産の処分)

第7条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量	処分の 態 様
(1) 処分する資産	ア 土地	みなとみらい21 埋立 地	31,000㎡	売 却
	イ 同上	南本牧埋立地	18,000㎡	同 上



## 令和3年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 1,933,000 戸                |
| (2) 年間総給水量  | 403,898,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均給水量 | 1,107,000 m <sup>3</sup>   |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

<b>第1款 水 道 事 業 収 益</b>	<b>90,805,762 千円</b>
第1項 営 業 収 益	83,575,976 千円
第2項 営 業 外 収 益	7,137,886 千円
第3項 特 別 利 益	91,900 千円

### 支 出

<b>第1款 水 道 事 業 費 用</b>	<b>81,508,539 千円</b>
第1項 営 業 費 用	77,929,141 千円
第2項 営 業 外 費 用	3,494,398 千円
第3項 特 別 損 失	35,000 千円
第4項 予 備 費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 30,416,139 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 21,905,384 千円、建設改良積立金取崩額 5,975,504

千円、西谷浄水場再整備特別積立金取崩額 369,827 千円及び繰越利益  
 剰余金処分額 2,165,424 千円で補填するものとする。)

## 収 入

<b>第1款</b>	<b>水道事業資本的収入</b>	<b>17,869,838 千円</b>
第1項	企 業 債	15,679,000 千円
第2項	出 資 金	634,000 千円
第3項	補 助 金	78,401 千円
第4項	分 担 金 及 び 負 担 金	1,452,348 千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入	26,089 千円

## 支 出

<b>第1款</b>	<b>水道事業資本的支出</b>	<b>48,285,977 千円</b>
第1項	建 設 改 良 費	34,577,138 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	13,665,852 千円
第3項	投 資	11,987 千円
第4項	国 庫 補 助 金 返 還 金	1,000 千円
第5項	予 備 費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次の  
 とおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西谷浄水場浄水処理施設 更新工事	令和4年度から 令和22年度まで	72,100,000 千円
相模湖系導水路改良工事	令和4年度から 令和14年度まで	35,300,000 千円
水道施設整備工事	令和4年度から 令和6年度まで	28,754,000 千円
西谷浄水場排水処理施設 更新工事及び運営委託	令和4年度から 令和28年度まで	18,700,000 千円

水道施設維持管理	令和4年度	8,900,000 千円
財務会計システム 開発業務委託	令和4年度から 令和6年度まで	941,000 千円
西谷浄水場再整備事業 コンストラクション マネジメント委託	令和4年度から 令和8年度まで	500,000 千円
口座入力及び家事用基本戸数 更新等関連業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	314,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 12,965,000 千円
- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 配水管整備事業費<br>充当企業債  | 12,465,000 千円 |
| 基幹施設整備事業費<br>充当企業債 | 500,000 千円    |
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
- イ 起債の時期は令和3事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年

以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、62,232 千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち 2,165,424 千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金 2,165,424 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800,000 千円と定める。

## 令和3年度横浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度横浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| (1) 供給事業所数     | 68 か所                     |
| (2) 年間契約給水量    | 93,281,500 m <sup>3</sup> |
| (3) 1日当たり契約給水量 | 255,600 m <sup>3</sup>    |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

<b>第1款 工業用水道事業収益</b>	<b>3,081,071 千円</b>
第1項 営業収益	2,795,536 千円
第2項 営業外収益	285,535 千円

### 支 出

<b>第1款 工業用水道事業費用</b>	<b>2,454,783 千円</b>
第1項 営業費用	2,374,236 千円
第2項 営業外費用	63,547 千円
第3項 特別損失	10,000 千円
第4項 予備費	7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,078,076 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 917,658 千円、建設改良積立金取崩額 915,418 千円及び減債積立金取崩額 245,000 千円で補填するものとする。）。

## 収 入

<b>第1款</b>	<b>工業用水道事業資本的収入</b>	<b>711,400 千円</b>
第1項	企 業 債	529,000 千円
第2項	国 庫 補 助 金	182,400 千円

## 支 出

<b>第1款</b>	<b>工業用水道事業資本的支出</b>	<b>2,789,476 千円</b>
第1項	建 設 改 良 費	2,539,401 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	245,075 千円
第3項	国 庫 補 助 金 返 還 金	1,000 千円
第4項	予 備 費	4,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 工業用水道施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限 度 額 529,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。  
イ 起債の時期は令和3事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年 5.0%以内  
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。  
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件

による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第7条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,452千円である。

## 令和3年度横浜市自動車事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度横浜市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	車両数	年間走行キロ	年間輸送人員	1日平均輸送人員
(1) 一般乗合	792両	28,448,000 km	111,768,000 人	306,200 人
(2) 貸切	24両	581,000 km	1,730,000 人	4,700 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
<b>第1款</b>	<b>自動車事業収益</b>	<b>21,121,554 千円</b>
第1項	営業収益	19,893,475 千円
第2項	営業外収益	1,228,079 千円
支 出		
<b>第1款</b>	<b>自動車事業費</b>	<b>22,319,005 千円</b>
第1項	営業費用	21,408,785 千円
第2項	営業外費用	890,220 千円
第3項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 508,550 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。



**収 入**

<b>第1款</b>	<b>自動車事業資本的収入</b>	<b>682,944 千円</b>
第1項	企 業 債	637,000 千円
第2項	国 庫 補 助 金	15,230 千円
第3項	県 補 助 金	10,770 千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	10,626 千円
第5項	そ の 他 収 入	9,318 千円

**支 出**

<b>第1款</b>	<b>自動車事業資本的支出</b>	<b>1,191,494 千円</b>
第1項	建 設 改 良 費	768,494 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	423,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
設 備 改 良 工 事	令 和 4 年 度	600,000 千円
設 備 管 理 委 託	令 和 4 年 度 从 来 令 和 5 年 度 まで	16,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 バス車両の購入費等に充てるため。
- (2) 限 度 額 637,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。  
イ 起債の時期は令和3事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起

債することができる。

(4) 利 率 年 5.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。  
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、706,769 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	車 両	バ ス 車 両	10両

## 令和3年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 車 両 数 290 両 (54編成)
- (2) 年 間 走 行 キ ロ 37,356,000 km
- (3) 年 間 輸 送 人 員 186,145,900 人
- (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 509,900 人
- (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資金不足額の解消に充てるため、企業債（特別減収対策分）7,721,000千円を借り入れる。

### 収 入

**第1款 高速鉄道事業収益 42,645,325 千円**

第1項 営 業 収 益 35,332,139 千円

第2項 営 業 外 収 益 7,313,186 千円

### 支 出

**第1款 高速鉄道事業費 43,768,904 千円**

第1項 営 業 費 用 37,822,160 千円

第2項 営 業 外 費 用 5,916,744 千円

第3項 予 備 費 30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収

入額が資本的支出額に対し不足する額 21,471,607 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 21,466,535 千円で補填し、なお不足する額 5,072千円は、一時借入金で措置するものとする。)

## 収 入

<b>第 1 款</b>	<b>高速鉄道事業資本的収入</b>	<b>23,907,483 千円</b>
第 1 項	企 業 債	18,687,000 千円
第 2 項	一 般 会 計 出 資 金	3,040,000 千円
第 3 項	国 庫 補 助 金	16,000 千円
第 4 項	一 般 会 計 補 助 金	1,200,388 千円
第 5 項	そ の 他 収 入	964,095 千円

## 支 出

<b>第 1 款</b>	<b>高速鉄道事業資本的支出</b>	<b>45,379,090 千円</b>
第 1 項	建 設 改 良 費	19,517,266 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	25,861,824 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業区間施設改良工事	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	6,700,000 千円
営業区間受託工事 及び施設管理委託	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	2,600,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 高速鉄道建設改良費、元利償還及び資金不足に充てるため。

- (2) 限度額 24,349,000 千円
- |            |               |
|------------|---------------|
| 建設改良費充当企業債 | 15,425,000 千円 |
| 資本費平準化債    | 609,000 千円    |
| 特例債        | 594,000 千円    |
| 特別減収対策企業債  | 7,721,000 千円  |
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
- イ 起債の時期は令和3事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
- イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

2,395,611 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、170,000 千円と定める。

## 令和3年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

### 1 市 民 病 院 事 業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	219,780 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	326,700 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	602 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,350 人

### 2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	94,172 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	43,560 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	258 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	180 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	27,375 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	8,652 人
(9) 1 日 平 均 短 期 入 所 療 養 介 護 及 び 介 護 保 健 施 設 サ ー ビ ス 等 利 用 者 数	75 人

(10) 1日平均通所  
リハビリテーション等利用者数 28人

### 3 みなと赤十字病院事業

(1) 病床数 634床  
(2) 年間入院患者数 188,879人  
(3) 年間外来患者数 266,712人  
(4) 1日平均入院患者数 517人  
(5) 1日平均外来患者数 1,102人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

**第1款 市民病院事業収益 29,770,545千円**

第1項 医業収益 27,104,724千円

第2項 医業外収益 2,665,821千円

**第2款 脳卒中・神経脊椎センター  
事業収益 8,568,878千円**

第1項 医業収益 6,058,135千円

第2項 医業外収益 2,463,151千円

第3項 研究助成収益 20,000千円

第4項 介護老人保健施設収益 27,592千円

**第3款 みなと赤十字病院事業収益 2,027,282千円**

第1項 医業収益 62,282千円

第2項 医業外収益 1,965,000千円

**合 計 40,366,705千円**

#### 支 出

**第1款 市民病院事業費用 30,229,657千円**

第1項 医業費用 29,359,700千円

第2項 医業外費用 360,217千円



第3項	特	別	損	失	209,740	千円						
第4項	予	備	費		300,000	千円						
<b>第2款</b>	<b>脳卒中・神経脊椎センター</b>	<b>事業</b>	<b>費用</b>		<b>8,716,362</b>	<b>千円</b>						
第1項	医	業	費	用	8,293,161	千円						
第2項	医	業	外	費	用	201,392	千円					
第3項	医	学	研	究	費	用	20,000	千円				
第4項	介	護	老	人	保	健	施	設	費	用	46,509	千円
第5項	特	別	損	失	5,300	千円						
第6項	予	備	費		150,000	千円						
<b>第3款</b>	<b>みなと赤十字病院</b>	<b>事業</b>	<b>費用</b>		<b>1,548,052</b>	<b>千円</b>						
第1項	医	業	費	用	1,033,051	千円						
第2項	医	業	外	費	用	515,001	千円					
<b>合 計</b>					<b>40,494,071</b>	<b>千円</b>						

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,425,813 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

### 収 入

<b>第1款</b>	<b>市民病院</b>	<b>事業</b>	<b>資本的収入</b>		<b>1,738,186</b>	<b>千円</b>			
第1項	企	業	債		674,000	千円			
第2項	一	般	会	計	負	担	金	801,867	千円
第3項	一	般	会	計	補	助	金	157,734	千円
第4項	そ	の	他		104,585	千円			
<b>第2款</b>	<b>脳卒中・神経脊椎センター</b>	<b>事業</b>	<b>資本的収入</b>		<b>1,398,531</b>	<b>千円</b>			
第1項	企	業	債		400,000	千円			
第2項	一	般	会	計	負	担	金	998,521	千円

第3項	そ	の	他	10	千円				
<b>第3款</b>	<b>みなと赤十字病院事業 資本的収入</b>			<b>1,561,729</b>	<b>千円</b>				
第1項	一	般	会	計	負	担	金	1,336,607	千円
第2項	一	般	会	計	補	助	金	225,122	千円
	<b>合</b>			<b>計</b>		<b>4,698,446</b>	<b>千円</b>		
	<b>支</b>			<b>出</b>					
<b>第1款</b>	<b>市民病院事業資本的支出</b>			<b>2,095,292</b>	<b>千円</b>				
第1項	建	設	改	良	費	500,000	千円		
第2項	企	業	債	償	還	金	1,582,932	千円	
第3項	投				資	12,360	千円		
<b>第2款</b>	<b>脳卒中・神経脊椎センター事業 資本的支出</b>			<b>2,015,963</b>	<b>千円</b>				
第1項	建	設	改	良	費	400,000	千円		
第2項	企	業	債	償	還	金	1,615,963	千円	
<b>第3款</b>	<b>みなと赤十字病院事業 資本的支出</b>			<b>2,013,004</b>	<b>千円</b>				
第1項	建	設	改	良	費	15,000	千円		
第2項	企	業	債	償	還	金	1,998,004	千円	
	<b>合</b>			<b>計</b>		<b>6,124,259</b>	<b>千円</b>		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額					
市	民	病	院	令	和	4	年	度	15,000	千円	
医	学	研	修	経	費						
市	民	病	院	令	和	4	年	度	から		
広	報	業	務	委	託	令	和	5	年	度	まで
						12,000				千円	

市民病院解体工事費	令和4年度から 令和5年度まで	2,998,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医事業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	3,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 施設管理委託	令和4年度から 令和5年度まで	21,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医学研修経費	令和4年度	6,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費及び医療備品購入費等に充てるため。
- (2) 限度額 1,074,000 千円
 

市民病院建設改良費充当企業債	674,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 建設改良費充当企業債	400,000 千円
- (3) 起債の方法
  - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
  - イ 起債の時期は令和3事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内
 

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
  - ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還

額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,263,980千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、16,341,711千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	備品	高エネルギー 放射線治療装置	一式